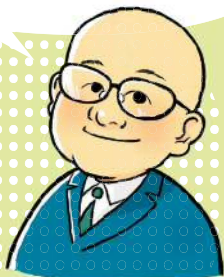


さくら通信 9月号

2023年9月
No.225

発行
さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

インボイス制度開始まで 1か月となりました



令和5年10月から、いよいよ消費税の課税について適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)がスタートします。国税庁から多くのQ&Aが出ていますが、恐らく当面は混乱がありそうです。

インボイス発行登録事業者の場合、最低限の対策として

- ① 何をインボイスにするか検討する
- ② インボイスの発行様式を決める
- ③ 仕入れ先がインボイスを発行するかどうかを確認しておく

などが必要と思われます。

ご不明な点などは何なりとご相談ください。



(孝志洋)

不動産貸付とインボイス制度

令和5年10月以降導入予定のインボイス制度では、借主は、貸主からインボイスの交付を受け、それを保存しなければ、支払賃料に対する消費税が仕入税額控除できなくなりますので、テナントや事業用倉庫等、消費税の対象となる賃貸物件では注意が必要です。

インボイスの記載内容は現行の請求書等とそれほど変わりはありませんが、インボイス発行事業者の「登録番号」などが記載事項として加えられています。

家賃のように、逐一請求書を発行せず口座振込等により支払いが行われる取引はどのようにインボイスを発行・保存すればいいのかが気になるところですが、この点、借主は、「登録番号」ほか「取引年月日」以外の必要な記載事項を記載した契約書を締結保存し、通帳(取引年月日の事実を示すもの)を併せて保存すればよいこととなっています。制度導入前に締結した契約書でも、新たに契約書を再締結する必要はなく、貸主が「登録番号」など記載不足事項を借主に書面やメールで通知し、これを当初の契約書と一緒に保存することで、インボイスとしての要件を満たすことができます。

また、地域によっては、契約当初に賃貸終了後も借主に返還されない保証金の額が設定されることもあります。インボイス制度では、借主が、これに関する仕入税額控除をする場合、契約締結時等、保証金が返還されないことが確定した時点でインボイスの交付・保存が必要となりますので、貸主・借主双方で留意する必要があります。

(大寺)



医療係 消費税インボイス制度

いよいよ来月から消費税のインボイス制度が始まります。医療機関では、売上の相手先が患者様(一般消費者)の場合には、現状どおりの領収書等の発行でよく、インボイスを発行する必要はありません。

一方、売上の相手先が消費税の申告をしている事業者(企業等)の場合、消費税のかかる取引(健康診断や予防接種など)については、その相手先からインボイスの発行を求められることが想定されます。インボイスは、「適格請求書等発行事業者」として税務署の登録を受けた課税事業者(消費税の申告・納付をしている事業者)でなければ発行することができません。

現在免税事業者の医療機関がインボイスを発行しようとする場合、自ら課税事業者になる選択をする必要があり、その際には新たに納税義務が発生します。

免税事業者であり、かつ事業者に対して課税売上有る医療機関は、「自ら課税事業者となる選択を行うか否か」を慎重に検討し判断する必要があります。

(後藤)

社会保険 9月は標準報酬月額の確認を忘れずに！

社会保険料は、原則として7月に提出する算定基礎届によって保険料が決まり（定時決定）、当年9月から翌年8月まで適用されます。

算定基礎届提出によって決定された等級は、9月分の社会保険料から反映することとなりますので、給料からの控除額を確認して下さい。

※算定基礎届による定時決定の対象とならない方

- 6月1日以降に社会保険に加入した方
- 7月・8月・9月に月額変更届提出による随時改定に該当した方

保険料率（徳島県 令和5年3月分～）

健康保険料		介護保険料	
全 額	折 半	全 額	折 半
10.250%	5.125%	1.820%	0.910%
健康保険＋介護保険		厚生年金保険料	
全 額	折 半	全 額	折 半
12.070%	6.035%	18.300%	9.150%

（吉田）

資産税係 アパートの相続対策…①空き室が多いと相続税が高くなる！

相続税の計算においては、賃貸アパート等の評価方法について、次のように定めています。

★土地の評価

貸家建付地の評価額＝自用地評価－自用地評価×借地権割合×借家権割合×賃貸割合

★建物の評価

貸家の評価額＝建物の評価－建物の評価×借家権割合×賃貸割合

例えば、徳島市内の5千万円の土地と6千万円の建物の場合で考えてみましょう。徳島市の借地権割合は50%、借家権割合は30%です。

（1）相続開始時に満室である場合

（土地）5千万円－5千万円×50%×30%×100% → 評価額は4,250万円となります。
（建物）6千万円－6千万円×30%×100% → 評価額は4,200万円となります。

（2）10室のうち2室が空室の場合

賃貸割合は80%（全室同じ面積の場合）となり

（土地）5千万円－5千万円×50%×30%×80% → 評価額は4,400万円となります。
（建物）6千万円－6千万円×30%×80% → 評価額は4,560万円となります。

このように、空室がある方が土地と建物の評価額が高くなりますので、空き室対策をすることは相続対策につながります。

（坂田）

9月の社会保険労務

■ 10月2日

- 健保・厚年の保険料納付（郵便局または銀行）報告書提出（年金事務所・公共職業安定所）
- 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者（誕生月を迎える者）現況届

● 旧国民年金（老齢・通老）受給権者（誕生月を迎える者）現況届

- ※ 老人週間（15日～21日）
- ※ 健康増進普及月間
- ※ 船員労働安全衛生月間
- ※ 障害者雇用支援月間

9月の税務

■ 9月11日

- 1. 8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

■ 10月2日

- 2. 7月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
- 3. 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

- 4. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞

- 5. 1月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

- 6. 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞

- 7. 消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（5月決算法人は2か月分）＜消費税・地方消費税＞



リスマネ委員会 介護状態に備えるための介護保険

介護に備える方法としては、公的介護保険制度だけではなく、民間の介護保険があります。

介護に備える民間の介護保険には大きく分けて2つのタイプが存在します。

死亡保障も併せて準備したい方は**積み立てタイプ**

積み立て機能を備えているので、月々の保険料は掛け捨てタイプに比べて割高になり、解約時に受け取れる解約返戻金は、それまでに支払った保険料を大きく下回ってしまう可能性もあります。

介護保障のみを用意したい方は**掛け捨てタイプ**

満期保険金や解約時の解約返戻金が受け取れない代わりに、積み立てタイプに比べて割安な保険料で介護状態に備えることができる保険だと言えます。

保険金の受け取り方は大きく分けて「介護年金」と「介護一時金」があります。

月々の費用重視なら**介護年金**

年金型は1年に一度、決まった時期に保険金を受け取れます。一時金型と比べて、受け取れる期間は長いのですが、1回の保険金額は小さくなるのが一般的です。



初期費用重視なら**介護一時金**

一時金型は、受給要件に該当したその時点で一括で保険金が支払われます。年金型と比べて、受け取れるのは1回のみですが、そのぶん保険金額は大きくなります。

しかし、もし介護期間が長期間になった場合は介護年金を選んでいただいていた方が大きな保険金を受け取れていたという場合もあるかもしれません。

(さくらビジネス)

会計制度 税効果会計⑭ STEP4 企業分類の判断

今回は、分類4について説明します。

★ 分類4の判断指針

次のいずれかの要件を満たし、かつ翌期において一時差異等加減算前課税所得が生じることが見込まれる企業は、分類4に該当します。

1. 過去3年または当期において、重要な税務上の欠損金が生じている。
2. 過去3年において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れとなった事実がある。
3. 当期末において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れが見込まれる。

この場合、翌期の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、翌期の一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を見積る場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものと判断されます。

ただし、重要な税務上の欠損金が生じた原因、中長期計画、過去における中長期計画の達成状況、過去3年および当期の課税所得または税務上の欠損金の推移等を勘案して、将来の一時差異等加減算前課税所得を見積る場合、繰延税金資産を計上できる範囲が広がります。

将来において5年超にわたり一時差異等加減算前課税所得が安定的に生じることを、企業が合理的な根拠をもって説明する場合には、分類2に該当するものとして取扱います。(例えば、過去継続して分類2の会社が災害損失で分類4に該当した場合など)

一方、将来においておおむね3年から5年程度は一時差異等加減算前課税所得が生じることが合理的に説明できるときには、分類3に該当するものとして取扱います。



(孝志茜)

新入職員紹介

初めまして。7月3日よりさくら税理士法人に中途入社しました蒲原彰宏と申します。前職では会計事務所で税務全般を担当しておりました。

座右の銘は「高座百遍」。実は管理栄養士でもあり、家庭料理全般を卒なくこなせたりするのはここだけの秘密です。

税務会計の世界に飛び込んで5年が経ちました。長らく個人でAIの活用やDXの方法論に思考を巡らせ七転八倒してきた知見を買っていただき、このたび総務課システム担当を仰せつかり、捲土重来の機を賜りました。お客様と直接お話す機会は少ないかもしれませんが、働き心地のよい技術環境の整備を通して、弊社のより良いサービスの一助となれるよう舞台袖から努めてまいります。



蒲原 彰宏

昭和町支店開設についてのご案内

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
この度当事務所は徳島市昭和町の太田会計事務所を引き継ぎ、令和5年8月1日にさくら税理士法人昭和町支店として開設いたしました。
今後ともご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

所在地：〒770-0942 徳島市昭和町7丁目20番地
電話番号：088-653-2589 FAX：088-655-1239 常駐社員：大寺健司

代表社員 孝志洋平



恥はかき捨て⑪ マラソンの日ーサウナは人で一杯！！

3月19日(日)徳島駅前「びざんの湯」。長く待たされたがやっと入浴。人の多さにびっくり。とくしまマラソンの日であることに気が付いた。番号札は300番台。帰り際、長めのシャワー。来年この日のサウナは休むことに決めた。

(竹内)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

発行

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページ：http://www.skr39.co.jp/
Eメール：kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL：088-625-2556
FAX：088-654-1181

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。